

# 消費者教育の今後の方向性

(体系化と推進方策の検討に関連して)

平成19年2月6日

内閣府国民生活局消費者企画課

# 1. 背景

## (1) 国民生活審議会における指摘

- 昭和41年 第1次国民生活審議会 「消費者保護及び消費者教育に関する答申」
- 平成元年 第12次国民生活審議会意見「消費者教育の推進について」
- 平成16年～17年 第19次国民生活審議会消費者政策部会

## (2) 消費者基本法(平成16年5月成立)

- 消費者政策の基本理念を、「消費者の保護」から、「消費者の権利尊重」と「消費者の自立支援」へ転換。

## (3) 消費者基本計画(平成17年4月)

- 「消費者教育の推進」が9つの重点事項のひとつに

# 2. 基本的な方向性

消費者基本法に基づいた消費者教育

# (参考)消費者基本計画 (平成17年4月)

1. 消費者の  
安全・安心の確保

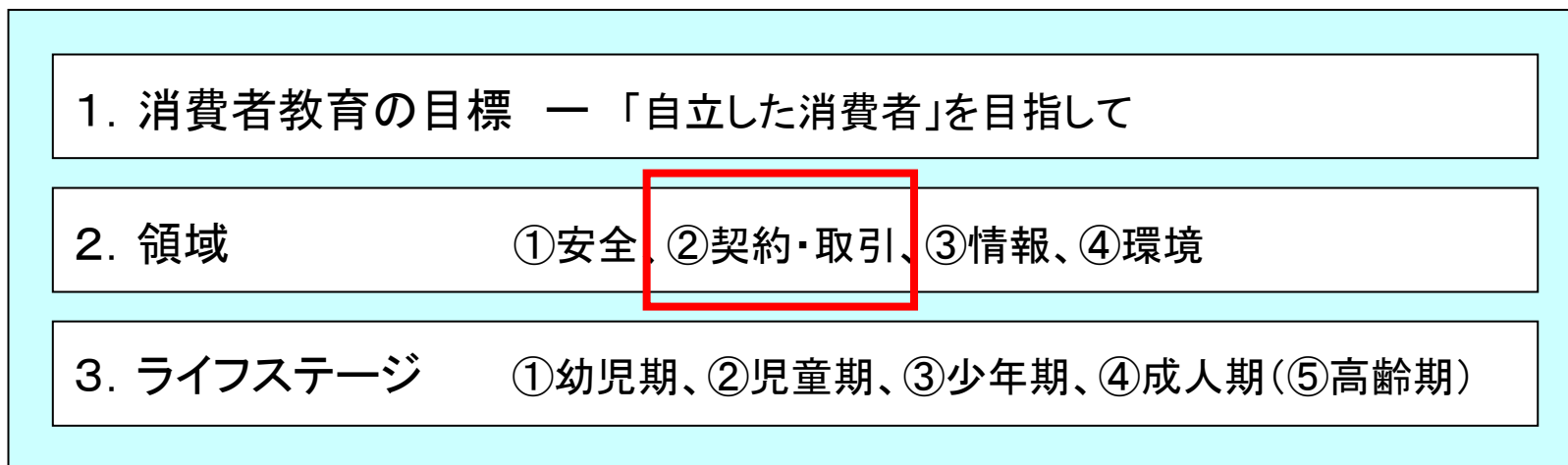
2. 消費者の自立の  
ための基盤整備

3. 緊要な消費者トラブルへの  
機動的・集中的な対応

(4) 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり  
(5) 消費者団体訴訟制度の導入  
(6) 学校や社会教育施設における消費者教育の推進  
(7) 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

- ① 内閣府・文部科学省間の連携の強化
- ② 消費生活センターと教育委員会との連携の強化
- ③ 消費者教育の体系化
- ④ 消費者教育の基盤整備(教材の作成、ポータルサイトの構築等)
- ⑤ 「出前講座」実施の専門家育成

### 3. 17年度における検討結果



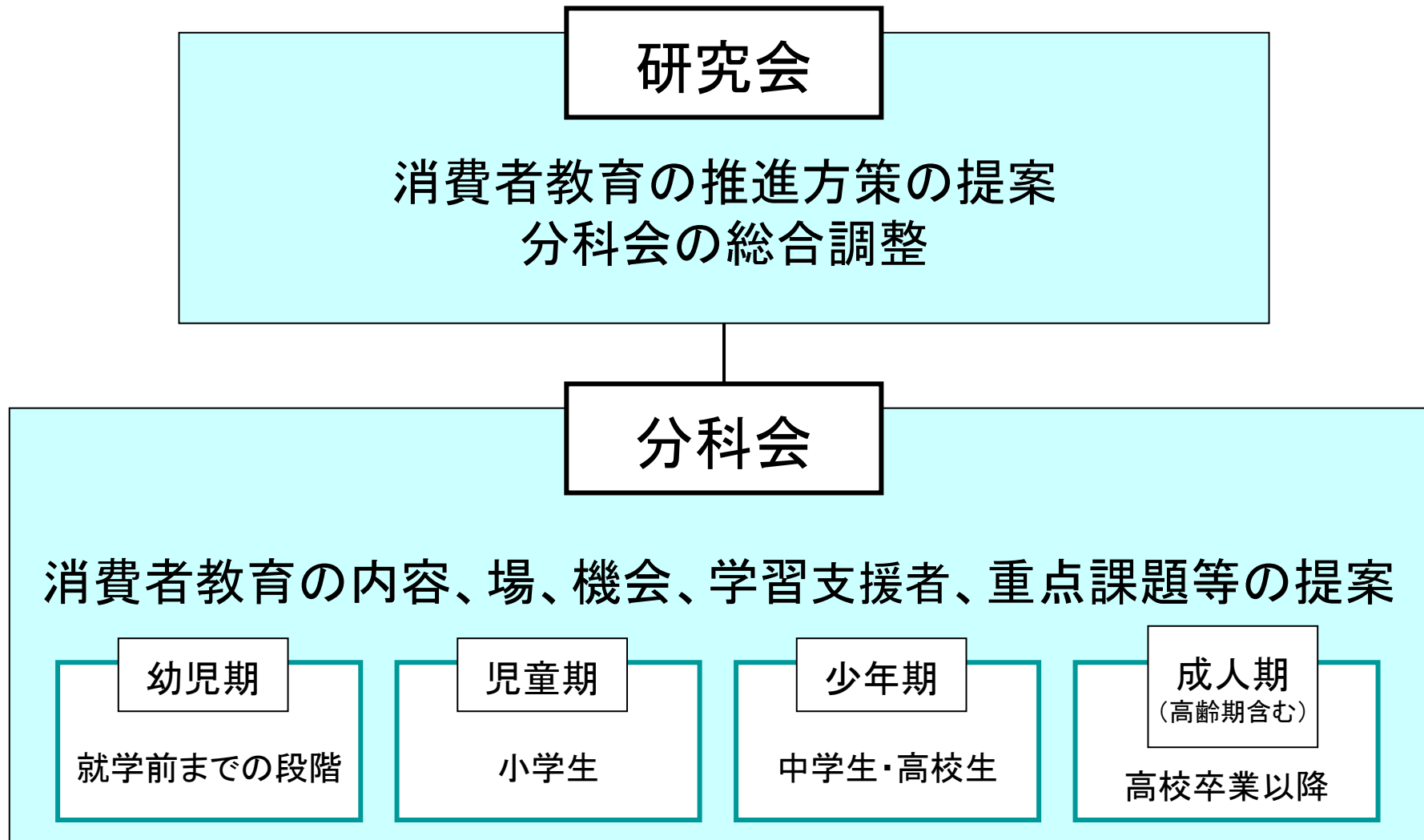
体系シートとして整理

「消費者教育体系化のための調査研究報告書」(平成18年3月)

(「あとがき」より抜粋)

今後、本報告書でいう消費者教育と基本的にはその本質を同じくする各種教育の内容も踏まえ、各ライフステージにおける目標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかを明らかにする必要がある。

# 4. 18年度における検討体制



## 5. 今後の予定

- 平成19年2月12日  
セミナー「消費者教育の体系化と推進について」
- 平成19年2月21日  
国民生活審議会消費者政策部会  
(検討状況報告)
- 平成19年2月23日  
第5回研究会(とりまとめ)
- 平成19年6月(予定)  
国民生活審議会消費者政策部会